

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目 次

告示

保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	一
〃	(〃)	二
〃	(〃)	二
〃	(〃)	二
公有水面埋立免許の出願	(漁 港 課)	三
公有水面埋立しゅん功認可	(〃)	四
〃	(〃)	五
道路の区域変更	(道路維持課)	六
道路の供用開始	(〃)	七
指定指定居室サービス事業所の廃止	(高齢保健福祉課)	七
生活保護法第四十九条の規定による医療機関の指定	(医療福祉課)	七
生活保護法による施術機関の指定	(〃)	七
生活保護法による指定医療機関等の廃止	(〃)	七
生活保護法による指定医療機関等の変更	(〃)	八
公有水面埋立免許出願	(港 湾 課)	八
公 告	(建 築 課)	九
開発行為に関する工事の完了	(〃)	九
〃	(畜 産 課)	一〇
飼料の検査結果	(〃)	一〇
県営土地改良事業計画変更	(農村計画課)	一一

道路位置の指定

〃

〃

〃

公共測量の実施

登 載 依 頼

平成十三年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者

(財団法人不動産適正取引推進機構) 二

告 示

熊本県告示第九百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字鎌瀬字鎌瀬山三〇八の一、三〇八の二、三〇八の三、三〇八の四、三〇八の五、三〇八の六、三〇八の七、三〇八の八、三〇八の九、三〇八の一〇、三〇八の一〇の二、三〇八の一〇の三、三〇八の一〇の四、三〇八の一〇の五、三〇八の一〇の六、三〇八の一〇の七、三〇八の一〇の八、三〇八の一〇の九、三〇八の一〇の一〇、三〇八の一〇の一〇の二、三〇八の一〇の一〇の三、三〇八の一〇の一〇の四、三〇八の一〇の一〇の五、三〇八の一〇の一〇の六、三〇八の一〇の一〇の七、三〇八の一〇の一〇の八、三〇八の一〇の一〇の九、三〇八の一〇の一〇の一〇、三〇八の一〇の一〇の一〇の二、三〇八の一〇の一〇の一〇の三、三〇八の一〇の一〇の一〇の四、三〇八の一〇の一〇の一〇の五、三〇八の一〇の一〇の一〇の六、三〇八の一〇の一〇の一〇の七、三〇八の一〇の一〇の一〇の八、三〇八の一〇の一〇の一〇の九、三〇八の一〇の一〇の一〇の一〇、三〇八の一〇の一〇の一〇の一〇の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鎌瀬山三〇五の一・三〇五の二・三〇七・三〇九・三一〇の一・三一〇の二・三一〇の三(以上七筆)について次の図に示す部分に限る。()
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字鮎尾に字ヲエリ一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。字ヲエリ一（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字坂本字向石場二八一の二、二八一の二
- (二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - 1) 主伐は、択伐による。
 - 2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字岩野字田原三九四八、三九五二、三九五三の二
- (二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - 1) 主伐は、択伐による。
 - 2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡砥用町大字遠野字赤迫二四二二
- (二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡砥用町大字甲佐平字中村三〇六一の一、三〇六八

指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに砥用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百二十号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字椿字下前田二五から二七まで、五一の一、五七、六六

二 指定の目的 落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百二十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第二項の規定に基づき公有水面埋立ての願があつたので、同法第三条第一項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 出願者の住所及び氏名

天草郡河浦町大字河浦五二五番地 河浦町

二 埋立区域

1 位置

天草郡河浦町大字崎津字小高浜一四の一、字小森一四二の一、一四二の二、一四二の三、一四二の四、一四二の五、一四六、一四七の一、一四七の七及びこれらの区域に介在する無番地（道路、水路）に隣接する無番地（道路）地先並びに平成十三年三月二十一日付け熊本県指令漁第三十四号の免許に係る埋立地地先公有水面

2 区域

次の 地点から²²の地点までを順次直線で結んだ線、²²の地点と²³の地点を結ぶ平成十三年三月二十一日付け熊本県指令漁第三十四号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL+二・九三メートルにより決定）及び²³の地点と²³の地点を結ぶ平成十三年春分の日の満潮位（DL+二・九三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 天草崎津港灯台（北緯三二度一八分二三・三秒、東経一三〇度〇一分四五・五秒）から三〇一度一四分二六秒 一四二六・一九メートルの地点
- の地点 地点から二三三度〇七分〇三秒 四・五〇メートルの地点
- の地点 地点から二五一度一六分四八秒 四・五〇メートルの地点
- の地点 地点から二六九度二六分三四秒 四・五〇メートルの地点

三 埋立てに関する工事の施行区域

3 面積

三千百八十六・九六平方メートル

1 位置

天草郡河浦町大字崎津字小高浜一三の一、一四の一、字小森一四二の一、一四二の一、一四二の三、一四二の一、一四二の二、一四五の一、一四六、一四七の一、一四七の七、一四七の八、一四七の九及びこれらの区域に介在する無番地(道路、水路)に隣接する無番地(道路)地先並びに平成十三年三月二十一日付け熊本県指令漁第三十四号の免許に係る埋立地地先公有水面

2 区域

次のアの地点からケの地点までを順次直線で結んだ線及びケの地点とアの地点を結ぶ平成十三年春分の日の満潮位(DL+二・九三メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

アの地点 天草崎津港灯台(北緯三二度一八分一三・三秒、東経一三〇度〇一分四五・五秒)から三〇一度〇九分二四秒 一四一六・八八メートルの地点

の地点 地点から二八七度三六分一九秒 四・五〇メートルの地点
の地点 地点から三〇五度四六分〇五秒 四・五〇メートルの地点
の地点 地点から二二四度四八分五二秒 一・七四メートルの地点
の地点 地点から三一一度一六分二五秒 九・〇三メートルの地点
の地点 地点から三〇四度〇六分一三秒 九・〇三メートルの地点
の地点 地点から二九六度五六分二八秒 九・〇三メートルの地点
の地点 地点から二八九度四六分四四秒 九・〇三メートルの地点
の地点 地点から二八二度三七分〇一秒 九・〇三メートルの地点
の地点 地点から二七五度二七分一八秒 九・〇三メートルの地点
の地点 地点から二六八度一七分三五秒 九・〇三メートルの地点
の地点 地点から二六一度〇七分五二秒 九・〇三メートルの地点
の地点 地点から二五三度五八分〇九秒 九・〇三メートルの地点
の地点 地点から二四六度四八分二五秒 九・〇三メートルの地点
の地点 地点から二三九度三八分三六秒 九・〇三メートルの地点
の地点 地点から二三六度三一分二二秒 一〇・〇〇メートルの地点
の地点 地点から二三六度〇四分〇三秒 一六・五七メートルの地点
の地点 地点から二三六度〇三分三二秒 三・四八メートルの地点
の地点 地点から二三六度〇三分五〇秒 四・七七メートルの地点
の地点 地点から二三六度〇三分五六秒 二九・一四メートルの地点

四 埋立地の用途

海岸環境整備施設用地

五 関係書類の縦覧場所

熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに河浦町水産商工課

六 縦覧期間

告示の日から起算して三週間

熊本県告示第九百二十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき公有水面埋立てのしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。
平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 しゅん功認可年月日

平成十三年十一月二十六日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

天草郡有明町大字赤崎三三八番地 有明町

三 埋立区域

1 位置

天草郡有明町大字楠浦字蛤り新田五三二七の三に隣接する無番地地先並びに五三二七の四、五三二八、五三三一の一、五三三二、字本鳥越五七五五、五七五七、五七六一、五七六三、五七六四の二、五七六四、五七六七の一、五七六八の一、五七六八の二に隣接介在する道路に隣接する無番地地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びの地点と1の地点を結ぶ平成七年春分の日における満潮位(DL+三・九四メートル)の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 天草郡有明町大字楠浦字蛤り新田、地積図根多角点MN一―二〇(北緯三二度三〇分二二・七五九秒、東経一三〇度三三分〇二・六二九秒)から〇度一五分 三二・〇メートルの地点

- の地点 地点から一度〇〇分 一六・一メートルの地点
の地点 地点から二度二四分 二〇・〇メートルの地点
の地点 地点から五度五一分 二〇・〇メートルの地点
の地点 地点から二〇度一九分 一九・八メートルの地点
の地点 地点から二四度二分 二〇・〇メートルの地点
の地点 地点から二八度〇二分 二〇・一メートルの地点
の地点 地点から二八度五三分 七二・九メートルの地点
の地点 地点から二〇度二六分 四一・八メートルの地点
の地点 地点から一六度四三分 二五・二メートルの地点
の地点 地点から三度二六分 二九・〇メートルの地点
の地点 地点から七五度三四分 三・九メートルの地点
の地点 地点から一八二度二〇分 二六・七メートルの地点
の地点 地点から一九〇度五〇分 一〇・三メートルの地点
の地点 地点から二〇〇度四二分 三四・六メートルの地点
の地点 地点から一八九度一四分 一三・〇メートルの地点
の地点 地点から一七八度三九分 二四・〇メートルの地点
の地点 地点から二二二度一六分 八・六メートルの地点
の地点 地点から二二九度〇九分 二〇・四メートルの地点
の地点 地点から二二二度二〇分 八・〇メートルの地点
の地点 地点から一九九度四四分 一二五・八メートルの地点

3 面積

二千八百四十三・〇五平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

天草郡有明町大字楠浦字大黒洲五〇一六の二三二、五〇一六の二二に隣接する無番地(堤)地内並びに字蛤り小浦五三三五の二、字蛤り新田五三三七の二、五三三八に隣接する道路地内並びに五三三七の三に隣接する無番地、五三二七の三、五三二七の

四地内並びに五三三二の一、五三三二、字本鳥越五七五五、五七五七、五七六二、五七六三、五七六四の二、五七六四、五七六七の一、五七六八の一、五七六八の二に隣接する道路、無番地(堤)地内及びこれらの地先公有水面

の地点 天草郡有明町大字楠浦字蛤り新田、地積図根多角点MN一―二〇(北緯三二度二〇分二二・七五九秒、東経一三〇度三三分〇二・六九九秒)から三〇度五〇〇分 四五・四メートルの地点

- の地点 地点から一度五二分 九四・一メートルの地点
の地点 地点から二七度三〇分 一〇八・六メートルの地点
の地点 地点から一九度二分 七五・四メートルの地点
の地点 地点から五一度四八分 九・二メートルの地点
の地点 地点から七五度二八分 三七・〇メートルの地点
の地点 地点から一八一度三三分 二九・七メートルの地点
の地点 地点から二〇〇度一四分 四一・一メートルの地点
の地点 地点から一八七度四〇分 一一・六メートルの地点
の地点 地点から一七六度五三分 三三・六メートルの地点
の地点 地点から二五〇度二分 一〇・七メートルの地点
の地点 地点から二二七度三分 一六・八メートルの地点
の地点 地点から二〇九度二分 八・一メートルの地点
の地点 地点から一九九度五八分 一七七・一メートルの地点

3 面積

一万五千百七十四・三一平方メートル

五 埋立地の用途

護岸敷用地

道路用地

六 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに有明町建設課

熊本県告示第九百二十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき公有水面

埋立てのしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 しゅん功認可年月日

平成十三年十一月二十六日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

天草郡大矢野町大字上一五一一四番地 大矢野町

三 埋立区域

1 位置

天草郡大矢野町大字維和字下山一三八の一、一三六の一、一三五の二及び一三四の

四に隣接介在する道路地先並びに同一二一の四地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び4の地点と1の地点を結ぶ平成八年秋分の日
の満潮位（DL+三・九四メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲ま
れた区域

1の地点 漁港基準点（北緯三二度三三分三九秒、東経一三〇度二八分〇五秒）から
一五一度五〇分五七秒 二五・四七一メートルの地点

2の地点 1の地点から一八四度四九分〇五秒 二二・一二七メートルの地点

3の地点 2の地点から九四度四九分〇五秒 七・〇二二メートルの地点

4の地点 3の地点から一八三度四五分三七秒 三・〇〇〇メートルの地点

3 面積

三百七十八・九二平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

天草郡大矢野町大字維和字下山一三八の一、一三六の一、一三五の二及び一三四の

四に隣接介在する道路地内、同一二一の四地内並びにこれらの地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びEの地点とAの地点を直線で結んだ線により
囲まれた区域

Aの地点 漁港基準点（北緯三二度三三分三九秒、東経一三〇度二八分〇五秒）から
二二二度五六分五五秒 三・二〇九メートルの地点

Bの地点 Aの地点から一二八度四〇分一三秒 六〇・〇三四メートルの地点

Cの地点 Bの地点から二一九度一分一八秒 二五・三〇一メートルの地点

Dの地点 Cの地点から二七六度〇〇分〇一秒 七六・五〇〇メートルの地点

Eの地点 Dの地点から四度四一分三四秒 四一・五五五メートルの地点

3 面積

三千六百六十一・二九平方メートル

五 埋立地の用途

漁船修理所用地

公用・公共用施設用地

六 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに大矢野町土木課

熊本県告示第九百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道

路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十二月五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課におい
て一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路 の 種類	路線名	区域変更する区間		前 幅 員 延 長 (メートル)(メートル)	備考
		前	後		
一般 熊本空港 線	熊本市画図町大字上無田字吉丁田 九七番一地先から 九四番一地先まで	前 一六・〇	後 一六・〇	}	九・五
		前 五四・四	後 九・五		
"	下益城郡砥用町大字古閑字馬卸 二五八番一地先から 二五五番一地先まで	前 六・二	後 一六・二	}	五七・四
		前 一一・二	後 一一・二		
"	同所 同所 同所	前 一一・二	後 一一・二	}	五七・四
		前 三二・八	後 三二・八		

二 区域変更する期日 平成十三年十二月五日

熊本県告示第九百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十二月五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等		熊本県知事 潮谷 義子	
道路の種類	線 路 名	供 用 開 始 する 区 間	延 長 (メートル)
一般国道	四四三号	熊本市戸島町 一一六一番地先から 同 所 一一六三番地先まで	二七・〇
			国 道 改
備考			

二 供用開始する期日 平成十三年十二月五日

熊本県告示第九百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

【短期入所療養介護】		
事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	廃 止 年 月 日
碩本外科医院 八代市松江町百六十八―一	碩本 信男	平成十三年十月三十一日

熊本県告示第九百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

〔医科〕

指 定 番 号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指 定 年 月 日
六一〇〇五二	まつばせ児嶋 クリニック	児嶋 真治	下益城郡松橋町大野 浜田保留番地二七一 二	平成十三年 十月一日
六八七〇二八	福本眼科	医療法人社団輝 隆会	天草郡大矢野町上一 二八三十三	平成十三年 七月一日

〔薬局〕

指 定 番 号	薬局名称	開 設 者	薬 局 所 在 地	指 定 年 月 日
八六四	あらおシティ 薬局	有限会社シバモ ト薬局	荒尾市緑ヶ丘二四 一四	平成十三年 十一月一日
八六五	野の花薬局	有限会社野の花 薬局	阿蘇郡阿蘇町小里二 五〇一四	平成十三年 十月一日

熊本県告示第九百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する第四十九条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

〔施術者〕

指 定 番 号	施術所名称	施 術 者	施 術 所 所 在 地	指 定 年 月 日
生熊柔二二四	菊陽整骨院	上野 勝寛	菊池郡菊陽町津久礼 二二六八―三三三	平成十三年 十月十二日

熊本県告示第九百二十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
小林整形外科医院	小林 忠功	八代市清水町二丁四六	平成十三年九月三十日
福本眼科	福本 勝也	天草郡大矢野町上二二八三三	平成十三年六月三十日

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
三木歯科医院	三木 得願	阿蘇郡長陽村河陽四九三五一	平成十三年七月三十一日

〔薬局〕

薬局名称	開設者	薬局所在地	廃止年月日
佐竹薬局	佐竹 敏博	玉名市中一八九九	平成十二年八月十五日

熊本県告示第九百三十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

〔薬局〕

薬局名称	開設者	医療機関所在地	変更事項	変更年月日
有限会社吉崎調剤薬局	有限会社吉崎調剤薬局	玉名市高瀬五〇六一	所在地	平成十年九月十五日
サン薬局一の宮店	有限会社サンメディック	阿蘇郡一の宮町大字宮地一七九三十一	旧	平成十三年四月一日
			新	
所在地	名称	所在地	名称	
玉名市高瀬二六四	有限会社サンメディック	玉名市高瀬五〇六一	サン薬局一の宮店	
玉名市高瀬五〇六一	クエムティ薬局			

熊本県告示第九百三十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算し三週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 出願者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県

代表者 熊本県知事 潮谷 義子

二 埋立区域

1 位置

熊本県天草郡大矢野町大字登立字松崎一四二五八の六に隣接する無番地、一四二五八の六、一四二五八の一五地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を結び平成十一年の秋分の日満潮位（DL+四・〇九メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 三角港荷島灯台（北緯三二度三六分一七秒、東経一三〇度二七分三六・九秒）から二〇度四〇分三三秒一八五八・六二メートルの地点
- の地点 から八八度三八分〇〇秒〇・一九メートルの地点
- の地点 から一五一度五六分〇〇秒一〇・九〇メートルの地点
- の地点 から二四一度五六分〇〇秒三二・八〇メートルの地点
- の地点 から三三一度五六分〇〇秒一・五〇メートルの地点
- の地点 から二四一度五六分〇〇秒六・一〇メートルの地点
- の地点 から一五一度五六分〇〇秒一・五〇メートルの地点
- の地点 から二四一度五六分〇〇秒四・二〇メートルの地点
- の地点 から三三一度五六分〇〇秒六・〇〇メートルの地点
- の地点 から二四一度五七分〇〇秒一・三九メートルの地点
- の地点 から三三度五七分〇〇秒四・八九メートルの地点
- の地点 から五九度四二分〇〇秒〇・四七メートルの地点

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

熊本県天草郡大矢野町大字登立字松崎一四二五八の一五の地内並びに一四二五八の六に隣接する無番地、一四二五八の六、一四二五八の一五及び一四二五八の一 地先

2 区域

次のイの地点からヲの地点までを順次直線で結んだ線及びイの地点とヲの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 三角港荷島灯台（北緯三二度三六分一七秒、東経一三〇度二七分三六・九秒）から二二一度一三分〇八秒一、八六八・〇二メートルの地点

ロの地点 イの地点から一六度一八分〇〇秒二〇・〇〇メートルの地点

ハの地点 ロの地点から一〇二度五八分三〇秒二九・三三メートルの地点

ニの地点 ハの地点から一五度五六分〇〇秒五九・九四メートルの地点

ホの地点 ニの地点から二四度五六分〇〇秒八三・一〇メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から三三度五六分〇〇秒四六・〇二メートルの地点

トの地点 ヘの地点から六一度二四分〇〇秒一六・八八メートルの地点

チの地点 トの地点から三三七度二〇分〇〇秒五・二六メートルの地点

リ地点 チの地点から五九度五五分〇〇秒一・一七メートルの地点

又の地点 リの地点から三三九度三六分〇〇秒〇・五〇メートルの地点

ルの地点 又の地点から六六度〇四分〇〇秒二・六七メートルの地点

ヲの地点 ルの地点から七度五二分〇〇秒二六・六五メートルの地点

3 面積

五千二百六・一七平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地
出願年月日
平成十三年十一月十五日

公 告

熊本県公告第八百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。
平成十三年十二月五日

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字塘下三三三四番三、同三三四四番三及び三三四四番四
六百三十五・〇八平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市渡鹿四丁目八番四〇号
後藤 誠也

熊本県公告第八百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。
平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字北沖野五六八六番三
三百・〇〇平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼三〇四七番地一四

伊藤 伸昭

熊本県公告第八百九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一條第一項及び第二項の規定により、平成十三年九月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

製造事業場等の名称及び所在地	収 去 場 所	飼料の名称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要							備 考
				粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン		
マルシェン株式会社 八代工場 (熊本県八代市)	マルシェン株式会社 八代工場 (熊本県八代市)	マルシェン印配合飼料 ハイチ育成用配合飼料 シーバビー	平成 13. 8	47.1	6.1	4.4	13.0	2.8	2.3		
		マルシェン印 まじい育成用 配合飼料	13. 8	47.1	5.5	3.2	13.2	2.9	2.3		
熊本くみあい 飼料株式会社 (熊本県八代市)	熊本くみあい 飼料株式会社 (熊本県八代市)	くみあい配合飼料 肉用牛繁殖用はぐくみ	13. 9	52.6	5.9	0.2	11.9	2.8	2.0		
		くみあい配合飼料 健康ハイブリット	13. 9	14.9	3.2	5.2	4.9	0.6	0.7		
八代飼料 株式会社 (熊本県八代市)	八代飼料 株式会社 (熊本県八代市)	くみあい配合飼料 ハイブリットヤーン17Y (特)	13. 9	16.0	3.7	3.5	5.2	1.1	0.7		
		マルベニ印配合飼料 幼子用 ニューターレット標づけ	13. 9	19.3	4.3	2.7	11.9	3.8	0.71		
門司飼料株式会社 門司工場 (福岡県北九州市)	玉名農業協同組合 菊水ファーム (熊本県玉名郡 菊水町)	肉用牛配合飼料	13. 9	24.0	6.2	2.4	5.9	1.6	0.86		
		熊畜特号	13. 9	17.2	2.7	4.1	4.6	0.71	0.44		
八代飼料 株式会社 (熊本県八代市)	荒尾酪農農業協同 組合自家配合飼 料工場 (熊本県荒尾市)	日清印 子豚用人工乳 コロケーキ	13. 9	21.4	6.4	2.1	5.2	1.1	0.71		
		熊畜フローテック	13. 7	17.7	3.2	6.2	6.2	1.3	0.6		
荒尾酪農農業協同 組合自家配合飼 料工場 (熊本県荒尾市)	荒尾酪農農業協同 組合自家配合飼 料工場 (熊本県荒尾市)	肉用牛配合飼料 熊畜育成用	13. 4	18.2	2.9	5.4	6.0	0.9	0.5		
		育成後期	13. 9	13.1	5.2	5.2	4.1	0.5	0.6		
荒尾酪農農業協同 組合自家配合飼 料工場 (熊本県荒尾市)	荒尾酪農農業協同 組合自家配合飼 料工場 (熊本県荒尾市)	仕上げ期	13. 9	11.2	5.0	4.2	5.1	0.4	0.6		
		荒路1号	13. 9	17.9	5.7	11.1	6.6	1.3	0.6		

注1 飼料の名称欄中の(特)は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項による規格適合表示飼料である。
注2 試験結果の概要欄には、試験した検査項目毎にその分析結果を示す。
注3 備考欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足量(絶対量)を示すほか、特記すべき事項を示す。

熊本県公告第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成三年七月二十四日付けで確定した県宮宮原・竜北地区土地改良事業（農業用道路）の計画の一部を変更したいので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。
平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 事業計画変更の概要

県宮宮原・竜北地区土地改良事業（農業用道路）計画変更概要書

二 公告場所

宮原町役場
竜北町役場

熊本県公告第八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおりに行った。
平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 建造者の住所 山鹿市大字古閑字十三部一〇七四番地一

二 建造者の氏名 株式会社たかもり

三 道路の位置 山鹿市大字古閑字十三部一〇六一番一

四 道路の幅員 六・〇〇メートル

五 道路の延長 五十八・二〇メートル

六 指定年月日 平成十三年十一月二日

七 指定番号 鹿本企調第十六号

熊本県公告第八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおりに行った。
平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 建造者の住所 人吉市矢黒町一七九四番地

二 建造者の氏名 土屋歳明

三 道路の位置 人吉市西間下町字一丁目三三六番四、同三三六番六及び同三三六番八

四 道路の幅員 四・〇二メートル

五 道路の延長 三十四・〇八メートル

六 指定年月日 平成十三年十一月七日

七 指定番号 球磨企調二十一号

熊本県公告第八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおりに行った。
平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 建造者の住所 熊本市江津一丁目七〇二番地一

二 建造者の氏名 株式会社横田産業

三 道路の位置 菊池郡大津町大字新字差原三三二番一

四 道路の幅員 六・〇〇メートルから六・三七メートルまで

五 道路の延長 六十二・三七メートル

六 指定年月日 平成十三年十一月十四日

七 指定番号 菊池景建第二百二十四号

熊本県公告第八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおりに行った。
平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 建造者の住所 菊池郡泗水町大字吉富一五三八番地

二 建造者の氏名 早田繁美

三 道路の位置 菊池郡泗水町大字吉富字時町一四四六番四及び里道の一部

四 道路の幅員 四・〇二メートルから四・〇四メートルまで

五 道路の延長 十六・六八メートル

六 指定年月日 平成十三年十一月十四日

七 指定番号 菊池景建第二百二十五号

熊本県公告第八百十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項及び第三十九条の規定に基づき、山鹿市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年十二月五日

熊本県知事 潮谷 義子

測量種類	作 業 種 類	作 業 地 域
公共測量（都市基 準点測量）	平成十三年十月二十日から 平成十四年一月十五日まで	山鹿市内（〇〇）地区（山鹿・米田 校区の一部）

登 載 依 頼

平成十三年十月二十一日実施した宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による熊本県知事の委任に係る平成十三年度宅地建物取引主任者資格試験に合格した者の氏名を次のとおり公告する。

平成十三年十二月五日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 河野 正三

受験番号	氏 名	受 験 番 号	氏 名
四三〇一〇〇二二	鄭 勲	四三〇一一〇九五	粕 谷 博
四三〇一〇〇一八	馬 場 寛 和	四三〇一一〇〇〇	鬼 束 あゆみ
四三〇一〇〇三六	中 村 末 則	四三〇一一〇〇九	荒 木 信 枝
四三〇一〇〇四五	新 町 智 美	四三〇一一〇一三	井 村 新 次
四三〇一〇〇五二	詫 間 幸 江	四三〇一一〇一八	伊 藤 慎 次
四三〇一〇〇五六	山 内 照 代	四三〇一一〇四二	渡 邊 誠
四三〇一〇〇六五	上 野 孝 子	四三〇一一〇五七	松 本 めぐみ
四三〇一〇〇六九	山 本 克 房	四三〇一一〇六八	中 山 雅 智
四三〇一〇〇七二	岩 永 美 紀	四三〇一一〇八四	関 山 明 弘
四三〇一〇〇七四	城 戸 美 裕	四三〇一一〇八五	上 田 穰
四三〇一〇〇七八	丸 山 奈 奈 美	四三〇一一〇八七	松 嶋 孝 幸
四三〇一〇〇八二	高 山 美 鈴	四三〇一一〇九九	平 野 隆 史
四三〇一〇〇八四	酒 井 芳 美	四三〇一一二〇九	稻 垣 竜 二

四三〇一〇〇九五	堀 工 川 真 寿	四三〇一一二二三	成 尾 善 明
四三〇一〇〇二七	規 工 川 仁 美	四三〇一一二一五	柴 田 和 哉
四三〇一〇〇三三	岡 本 祐 佳 里	四三〇一一二一八	鶴 田 なつ子
四三〇一〇〇五四	中 村 大 介	四三〇一一二二五	平 川 智 恵
四三〇一〇〇五九	小 橋 口 直 樹	四三〇一一二二九	松 尾 英 美
四三〇一〇〇六五	溝 上 健 二	四三〇一一二三〇	網 脇 恵 子
四三〇一〇〇六六	白 井 景 子	四三〇一一二四二	松 本 泰 明
四三〇一〇〇七〇	齋 藤 和 男	四三〇一一二五一	松 本 敏 昭
四三〇一〇〇八七	有 田 太 一	四三〇一一二五四	濱 田 正 喜
四三〇一〇〇九一	山 下 善 一	四三〇一一二五九	土 山 小 百 合
四三〇一〇〇九六	宮 原 征 一	四三〇一一二六六	水 野 慎 太 郎
四三〇一〇〇九七	平 野 国 臣	四三〇一一二七〇	永 田 久 美 子
四三〇一〇〇九九	高 田 菜 穂	四三〇一一二九二	小 宮 幸 弘
四三〇一〇〇一〇〇六	植 木 智 子	四三〇一一二九三	佐 伯 和 美
四三〇一〇〇一〇〇九	松 本 由 起 子	四三〇一一三〇二	今 西 達 徳
四三〇一〇〇一〇一八	西 岡 由 紀	四三〇一一三〇八	磯 田 直 道
四三〇一〇〇一〇二一	福 田 正 寛	四三〇一一三二二	岩 山 直 敏
四三〇一〇〇一〇三〇	西 林 美 保 子	四三〇一一三三三	桑 水 流 勉
四三〇一〇〇一〇三一	高 瀧 悠 一 郎	四三〇一一三七八	野 田 永 夫
四三〇一〇〇一〇三八	渡 辺 悠 貴	四三〇一一三八二	磯 野 喜 代 枝
四三〇一〇〇一〇三九	古 場 武 史	四三〇一一三九一	香 川 さとみ
四三〇一〇〇一〇六三	桑 野 直 美	四三〇一一三九七	宮 坂 景 介
四三〇一〇〇一〇七五	後 藤 健 一	四三〇一一四〇五	山 下 晴 美
四三〇一〇〇一〇八五	青 木 真 貴 子	四三〇一一四一三	森 野 晃 次
四三〇一〇〇一〇三〇	坂 梨 克 明	四三〇一一四一五	荒 川 和 泉
四三〇一〇〇一〇三二	後 藤 博 文	四三〇一一四二四	西 川 大 輔
四三〇一〇〇一〇三六	山 崎 洋 明	四三〇一一四三三	森 大 博
四三〇一〇〇一〇三三	赤 木 知 子	四三〇一一四三七	佐 久 間 浩 司
四三〇一〇〇一〇三五	筒 井 洋 介	四三〇一一四五三	中 島 省 吾
四三〇一〇〇一〇三三	脇 坂 秀 喜	四三〇一一四五四	千 々 岩 健 治
四三〇一〇〇一〇三四	渡 邊 由 佳	四三〇一一四五八	相 田 章 衣
四三〇一〇〇一〇三七	宮 崎 典 郎	四三〇一一四六〇	甲 木 正 行
四三〇一〇〇一〇三五	船 田 和 志	四三〇一一四六九	竹 山 伸 治
四三〇一〇〇一〇三六	濱 口 三 穂	四三〇一一四九〇	福 田 裕 一

四三〇一〇七一〇	四三〇一〇六八九	四三〇一〇六七五	四三〇一〇六七八	四三〇一〇六七五	四三〇一〇六七〇	四三〇一〇六五三	四三〇一〇六五〇	四三〇一〇六四九	四三〇一〇六四五	四三〇一〇六三九	四三〇一〇六一〇	四三〇一〇六〇九	四三〇一〇五七五	四三〇一〇五五五	四三〇一〇五二九	四三〇一〇五一八	四三〇一〇五一二	四三〇一〇五〇六	四三〇一〇四九四	四三〇一〇四九〇	四三〇一〇四八八	四三〇一〇四六六	四三〇一〇四二〇	四三〇一〇四〇三	四三〇一〇三九四	四三〇一〇三八三	四三〇一〇三七九	四三〇一〇三六一			
安永佐和子	黒木信浩	吉田正和	村田洋幸	大石静江	山口ひろみ	藏園純功	吉岡大介	森岡孝子	小関和美	大橋和津子	西村加津子	下田文仁	大森洋司	杉村文雄	筒井亜希子	犬童康彦	宮田真一	大田黒知幸	高岡明子	橋本哲哉	徳田貴久	糸山由希子	小野浩史	西崎勝成	宮本勝論	田上いつ子	植田和彦	西口祐一	東周平	岩井信次	松本賢一郎

四三〇一〇一八五三	四三〇一〇一八四七	四三〇一〇一八三三	四三〇一〇一八一九	四三〇一〇一七七四	四三〇一〇一七七〇	四三〇一〇一七三九	四三〇一〇一七二九	四三〇一〇一七二五	四三〇一〇一七一〇	四三〇一〇一七〇四	四三〇一〇一六九九	四三〇一〇一六七九	四三〇一〇一六七八	四三〇一〇一六七六	四三〇一〇一五九六	四三〇一〇一五九〇	四三〇一〇一五八六	四三〇一〇一五八〇	四三〇一〇一五七五	四三〇一〇一五七二	四三〇一〇一五六四	四三〇一〇一五五六	四三〇一〇一五五五	四三〇一〇一五四八	四三〇一〇一五四四	四三〇一〇一五四一	四三〇一〇一五三九	四三〇一〇一五二九	四三〇一〇一五二五	四三〇一〇一五二四	四三〇一〇一五二三	四三〇一〇一五二二	四三〇一〇一五一九
森永進	若松孝文	上田秀子	瀬川槿子	中尾宏	徳永順一	藤本幹士	莊林啓祐	竹本啓徹	上土井彰一	古閑隆一	恵直規	堀添史也	田本咲子	石本晃一	橋本英知	弘岡佳史	川原昭義	伊方あこ	豊田良孝	松本誠志	渡辺高子	寺本康治	堀野英佑	澤田幸統	岡部泰幸	村上泰茂	松崎雅博	福本雅一	山部雄人	飯干隼一	前田亮一	高木公男	

四三〇一〇一〇八五	四三〇一〇一〇八〇	四三〇一〇一〇七八	四三〇一〇一〇七一	四三〇一〇一〇六三	四三〇一〇一〇三七	四三〇一〇一〇九七	四三〇一〇一〇九七	四三〇一〇一〇九七	四三〇一〇一〇九六	四三〇一〇一〇九六	四三〇一〇一〇九三	四三〇一〇一〇九三	四三〇一〇一〇九二	四三〇一〇一〇九二	四三〇一〇一〇八八	四三〇一〇一〇八七	四三〇一〇一〇八七	四三〇一〇一〇八四	四三〇一〇一〇七九	四三〇一〇一〇七九	四三〇一〇一〇七六	四三〇一〇一〇七六	四三〇一〇一〇七六	四三〇一〇一〇七五	四三〇一〇一〇七五	四三〇一〇一〇七三	四三〇一〇一〇七三			
森恒平	農中勝馬	壽崎義隆	田中容紫子	山田壯一	加藤真由美	平川輝男	古閑貴之	田島真由美	林重雄	井藤晃二	佐藤宏太郎	木下要一朗	中村郁雄	岡本陽子	木村繁樹	松本義臣	牛島亜紀子	後藤めぐみ	西村康三	八木幸子	林田麻里	松村洋介	宮田辰義	鳥村和伸	今村信治	角田静香	古川千晶	森野みどり	安藤力貞	浜部孝子
																					四三〇一〇一五〇二	四三〇一〇一五〇一	四三〇一〇一五〇〇	四三〇一〇一四九九	四三〇一〇一四九八	四三〇一〇一四九七	四三〇一〇一四八八	四三〇一〇一四八七	四三〇一〇一四八七	四三〇一〇一四七四
																					山迫よし子	大場英明	下田英昇	宮本幸久	藤本能久	村上進功	多田限功	汐月哲夫	池田和敏	

平成十三年十二月

五五本

日發
行刷

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六二八六三三番社八



古紙配合率100%